●●●●●ケアプランセンター感染症対策委員会運営指針

令和3年4月1日制定

１　目的

本指針は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）の３運営に関する基準の（14）業務継続計画の策定等➁イ感染症に係る業務継続計画及び（16）感染症の予防及びまん延の防止のための措置で示された事項に基づき、当事業所における感染症の予防及びまん延の防止に関し、●●●●●ケアプランセンター感染症対策委員会（以下「委員会」という。）の協議方針等を定め、委員会の円滑な協議、運営を図ることを目的とする。

２　感染症の予防及びまん延の防止のための指針

　「感染症の予防及びまん延の防止のための方針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

３　感染症に係る業務継続計画

（１）平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

（２）初動対応

（３）感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

４　災害に係る業務継続計画

（１）平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）

（２）緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）

（３）他事業所及び地域との連携

５　感染症及び災害に係る研修

　感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施する。また、研修の実施内容についても記録する。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施する。

６　感染症の予防及びまん延の防止のための研修

　感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

　職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施する。また、研修の実施内容についても記録する。

　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、事業所の実態に応じて行う。

７　感染症及び災害に係る訓練

　感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施する。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施する。

　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する。

８　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シュミレーション）を定期的（年1回以上）に行う。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施する。

　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する。

９　その他

　本指針に定める事項について改正の必要が生じたときは、会長が委員会に諮り、決定するものとする。